

# 千葉代協だより



## 東関東ブロック

### セミナーが開催

#### されました



十一月十八日(金) 幕張のホテルグリーンタワー幕張に於いて東関東ブロックセミナー及び懇親会が開催されました。開催県である千葉はもとより、茨城・栃木・埼玉から二百名以上の参加があり

ました。

今回のセミナーのテーマは平成二十九年一月より改定される地震保険、「重要性が増す地震保険とその普及に向けた代理店の役割」をテーマで、日本損害保険協会より講師をお招きし実施いたしました。



セミナー終了後、二〇階のスカイバンケットルームに於いて懇親会が和気あいあいと行われ、余興にフラダンスも飛び出し楽しい一日を過ごしました。

## 第六回 日本代協コンベンション実施

十一月四日(金)・五日(土)の二日間にわたり、第六回日本代協コンベンション(テーマ:消費者からみた代理店のあり方を考える)を開催しました。

初日の基調講演は、ベルテンポ・トラベル・アンドコンサルティング代表取締役の高萩徳宗様から「旅する視点で見るサービスの本」と題してご講演をいただき、その後懇親会では、金融庁保険課長、保険会社各社の社長、関係者の皆さまをはじめ五百名を超えるご出席を賜り、大盛況の内に終了しました。

二日目は、損害保険代理業に沿ったテーマの四つの分科会を開催しました。

次回、第七回日本代協コンベンションは平成二十九年十一月二日(木)、三日(金)を予定しています。

## 地震保険制度創設

### 五十周年記念

### フォーラム開催

平成二十八年九月五日(月)に、東京イイノホールにて地震保険制度創設五十周年記念フォーラムが開催され当日のフォーラムでは、有識者による基調講演やパネルディスカッションなどが行われました。

## 正会員会費改定のお知らせ

本年の通常総会において平成29年度以降の会費を下記の通り、募集人数による会費体系に改定することが、可決されております。

3名以下	3万円 (据置)
4名~9名	5万円
10名~19名	7万円
20名~49名	10万円
50名以上	15万円

(政連会費含む)

千葉代協事務局より  
住所等変更がありましたら、  
すみやかにご連絡をお願いいたします

連絡先  
TEL 043-307-8220

一般社団法人 千葉代協  
広報委員会作成  
石井・東・川名・大野・高橋・宮内・  
田仲・秋山・大森

## 《改正保険業法対応》『体制整備』の豆知識 (Vol.1 / H28.2.2)

### Q2【保険募集管理体制(1)】

保険募集人の義務として、保険募集の際に「権限明示」が必要とされていますが、具体的には何を行えばいいのですか。

A2 現行保険業法第294条において、「保険募集人は、保険募集を行おうとする時は、あらかじめ顧客に対して募集人としての権限を説明しなければならない」と規定されています。その中でも、生損保を併売する募集人は、「生保と損保の権限の違い」を明確に説明する必要があります。

例えば、自動車保険の新規契約時に医療保険の提案を行う場合などには注意が必要です。生保募集人は、一般的には代理権（保険契約締結権や告知受領権など）を有しておらず、保険会社と顧客との保険契約締結の媒介を行うこととなります。従って、生保契約と損保契約では同じ代理店が取り扱ってもリスクアタッチ（危険開始日）に相違があること等を顧客に十分に説明し、理解していただく必要があります。

また、「取り扱える保険会社の範囲」も顧客に明示する必要があります。少なくとも顧客に提示する名刺には、所属保険会社名を記載していなければなりません。乗合保険会社の数が多く、名刺の裏を使っても記載できないような場合は、全乗合保険会社を記載した書面（会社案内パンフレットや専用の帳票など）を別途作成し、初回面談時に顧客に明示することが必要です。

(担当：日本創倫株式会社 専務取締役ICオフィサー事業部長 風間 利也)

[配信：日本代協事務局]